

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 2 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度マイナンバーカード交付体制強化等に係る拠点機器類の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階 他

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年 9 月30日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

調達仕様書によります。

イ 数量

調達仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第 28号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 令和 7・8 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」で登録されている者、かつ A の等級に格付けされていること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。
- (8) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (9) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (10) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話 : 044-200-0166

F A X : 044-200-3912

E-mail : 25koseki@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、件名に「【住基運営】」という標記を含めるとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和7年7月2日(水)から令和7年7月8日(火)まで(土、日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

なお、入札参加申込書及び申込みに必要な添付書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000178010.html>

(3) 提出方法

持参

(4) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 入札説明書等の閲覧及び交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、以下に示す入札説明書等を無償で交付します。

また、入札説明書等は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します（土・日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。

なお、交付した入札説明書等は後日回収します。

区分	番号	資 料 名 称
配 付 資 料	資料1	入札説明書
	資料2	調達仕様書
	資料3	様式1 一般競争入札参加申込書
		様式2 契約実績証明書
		様式3 質問書
		様式4 入札書
		様式5 委任状

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月8日（火）まで（土、日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は交付できないことがあるので注意してください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に登録した電子メールのアドレスあてに令和7年7月9日（水）までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

6 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 本公告、入札説明書及び調達仕様書等に関する質問

一般競争入札参加申込書を提出した者が、調達仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月10日（木）まで（土・日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。

また、メール送信後にメールで送信した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、令和7年7月14日（月）までに電子メールにて送付します。

9 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等が本調達の仕様を満たしていることを証明するためのカタログを3(1)の場所に令和7年7月11日（金）午後4時までに提出してください。

なお、本市からの質問回答を踏まえ差替えが必要となった場合は、令和7年7月16日（水）午後4時までに差替え分を提出してください。

また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

10 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、1(1)の契約金総額で行います。入札金額の見積の際、次の事項を算定基準とし、月額（税抜）に月数（60か月）を乗じる方法で算出してください。

- (ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金
- (イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金
- (ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用
- (エ) 調達物品の輸送及び設置に係る費用

(オ) ハードウェア及びソフトウェアの保険料

(カ) その他契約書及び仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎7階701会議室

イ 日時 令和7年7月18日（金）午前10時

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 5に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

1.1 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

1 2 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 一般競争入札参加申込書、入札書等の作成及び提出等の本調達への参加に要する費用は、入札者の負担とします。
- (3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。
- (4) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。委員会に苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。
- (5) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (6) この入札への参加者が、2 者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (7) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- (8) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) その他問い合わせ窓口は 3 (1) に同じです。